

第2アゼリアタウン ～高原都市のすてきな住まいを～

宅地分譲

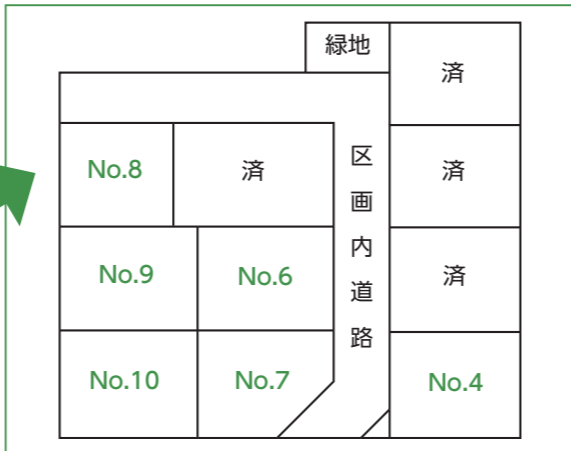
6区画を先着順受付します



区画No.	土地の所在	面積(m ²)	分譲価格(円)
4	大越町上大越字中広土 61 番 10	432.83	5,929,771
6	大越町上大越字中広土 61 番 12	376.40	5,156,680
7	大越町上大越字中広土 61 番 13	387.66	5,310,942
8	大越町上大越字中広土 61 番 14	333.00	4,562,100
9	大越町上大越字中広土 61 番 15	386.79	5,299,023
10	大越町上大越字中広土 61 番 16	418.69	5,736,053

分譲地の概要

- 分譲区画 6区画
- 所在地 大越町上大越字中広土地区内
- 建築基準法の制限
 - 建ぺい率：60%
 - 容積率：200%
 - 水道：市上水道
 - 污水处理：下水道
 - 地目：宅地(都市計画区域内)
 - 用途地域：無指定
 - 区画道路：4m～5m
- ㎡当り単価：13,700円(坪 45,291円)



周辺の公共施設

●大越行政局・・・0.4km	●大越公民館・・・0.9km
●大越子ども園・・・0.5km	●大越体育館・・・1.0km
●大越小学校・・・1.2km	●総合南東北病院大越診療所・・・2.4km
●大越中学校・・・2.1km	●大越郵便局・・・1.3km
●JR大越駅・・・1.7km	●JAたむら大越支店・・・1.5km

申し込み・問い合わせ

■大越行政局 産業建設課 ☎0247-79-2194
田村市大越町上大越字水神宮 62 番地 1



土地と家屋を取得するかたへ

不動産取得税が軽減される場合があります

不動産取得税は、不動産(土地や家屋)を取得したかたに一度だけ課税される県の税金です。税額は不動産の価格(課税標準額)の3%(住宅以外の家屋の取得については4%)です。なお、下記の要件を満たしている場合には取得した旨を申告し、減額申請の手続を行うことにより軽減措置の適用を受けることができます。



特例適用住宅の軽減

■要件

延べ床面積50㎡(貸家用共同住宅については1区画40㎡)以上240㎡以下であること。

■特例控除額

価格(※)から1200万円が控除されます。認定長期優良住宅については、価格(※)から1300万円が控除されます。(平成21年6月4日以降)

■要件

次の全ての条件を満たしていること。

- ①個人である取得者自らが居住するものであること。
- ②延べ床面積が50㎡以上240㎡以下であること。
- ③次のいずれかに該当するもの
 - ア 取得日前2年以内に新耐震基準に適合する旨の証明がなされていること。
 - イ 昭和57年1月1日以降に新築されたもの。

■特例控除額

新築年月日により価格(※)からの控除額が異なります。

新築年月日	控除額
平成9.4.1以降	1,200万円
平成元.4.1～9.3.31	1,000万円
昭和60.7.1～平成元.3.31	450万円
昭和56.7.1～60.6.30	420万円
昭和51.1.1～56.6.30	350万円
昭和48.1.1～50.12.31	230万円
昭和39.1.1～47.12.31	150万円
昭和29.7.1～38.12.31	100万円

また、中古住宅にあっては取得時の固定資産課税台帳の登録価格をいいます。

(※)「価格」とは新築住宅にあっては「固定資産評価基準」により算定した価格をいいます。

特例適用住宅用土地の軽減

■要件

次のいずれかに該当していること。

- ①土地を取得した日から3年以内にその土地の上に住宅が新築されていること。
- ②土地を取得した日前1年以内にその土地の上に、土地の取得者が住宅を新築していること。

■要件

土地の取得者が、土地を取得した日から1年以内、または土地を取得した日前1年以内に自己居住用の住宅を取得していること。

税額から減額される額

次のいずれか多いほうの額

1. 45,000円
2. 1㎡当たりの土地価格(※) × 住宅の延べ床面積の2倍(200㎡が限度) × 3%

※宅地評価土地の場合、その価格に2分の1を乗じた後の1㎡当たりの価格

■要件

次のいずれかに該当していること。

- ①土地の取得者が、土地を取得した日から1年以内または土地を取得した日前1年以内に、自己居住用の新築未使用住宅(平成10年4月1日以降新築の住宅)を取得していること。
- ②新築後1年以内に自己居住用以外の新築未使用住宅と土地を取得していること。

■問い合わせ

県中地方振興局 県税部
☎024-935-1254